

管理職員の手当の改善を求める

管理職手当および管理職特勤の改善

管理職ユニオンは手当の改善を求めています

- ①災害時または災害の発生が予想される場合
→ 超過勤務手当の支給を
- ②上記の体制以外の場合 (深夜勤務)
→ 超過勤務手当の支給を
- ③管理職員特別勤務手当について
→ 在宅勤務を含め、原則支給を
→ 深夜勤務は0時から支給を22時からに

★ 俸給の特別調整額 (管理職手当)
平成19年度から定額化 (それまでは率)
支給金額の大幅引き上げ要求

管理職になった皆さんは、それに見合った処遇になっているでしょうか。責任は大きくなり、年収が減ったなどという声も耳にします。災害時などは、部下が超過勤務手当が支給されるのに、24時以降の深夜手当か土日の管理職特勤の支給だけです。管理職ユニオンは、『**手当の改善**』も求めて要求しています。